雑古紙は資源になります。

捨ててしまうのはもったいない。

「その紙、リサイクルできませんか?」

「雑古紙」とは

〇このようなものは雑古紙(資源)として出すことができます。

雑古紙の種類(一般的な例です。素材により異なる場合があります。)



【注意事項】

〇次のものは、「もやすごみ」としてお出しください。

紙コップ、紙皿、宅配便の複写伝票、ファックス用紙(感熱紙)、インクジェット写真用紙、アルバム、使用済みのティッシュペーパーやキッチンペーパー、カップ麺などの紙製容器、洗剤の紙製容器、石鹸の個別包装紙 ※食品容器などは、洗っても臭い、カスなどが残り、製紙原料として支障がでるため。

「雑古紙」の出し方 Q&A

Q.住所や氏名が書いてあるものは雑古紙として出したくないのですが。

A.個人情報の部分を黒塗りするか、切り取るなどして、できるだけ雑古紙として出していただくようお願いします。

Q.シュレッダーした紙でも出せるの?

A出せます。紙袋やビニール袋などに入れ、散らばらないようにしてください。

Q.紙以外のビニールや金属などがついている場合はどうすればいいの?

A.お手数ですが、ティッシュ箱のビニールやラップの刃、たばこの銀紙や封筒の透明フィルムなどは取って出してください。ご協力をお願いします。

問い合わせ先:愛川町役場環境経済部環境課廃棄物対策班

電話: 046-285-2111 内線 3514

E-mail: kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp